

第 5 節

北富士演習場使用協定の締結

(昭和48年4月3日)

....Outline....

昭和36年8月、政府は基地問題等閣僚懇談会での了解により、それまで米軍が管理していた北富士演習場を自衛隊が管理する施設とし、米軍に対しては日米地位協定第2条4(b)の適用がある施設・区域として使用させる（使用転換）との方針を決定した。この方針を実現するため、防衛施設庁は、山梨県をはじめ地元関係者と折衝を重ねたが、地元の足並みが揃わなかったことなどから折衝は難航を極めた。その後、長年にわたる折衝を続けた結果、山梨県知事・地元関係市村長等と防衛庁長官との間で「北富士演習場使用協定」が締結され、次いで使用転換に関する日米政府間の合意が成立し、昭和48年4月11日、北富士演習場の使用転換が実現した。

● 背景と経緯

北富士演習場は、重火器による長距離射程実弾射撃訓練のできる広域の演習場として、東富士演習場とともに、自衛隊及び米軍にとって将来にわたり不可欠な施設であり、常にその安定的な使用を確保するために、政府は、昭和36年8月、基地問題等閣僚懇談会の了解により、北富士演習場を使用転換する方針を決定した。

なお、基地問題等閣僚懇談会は、同年5月30日の閣議決定により、施設・区域及び自衛隊の使用する飛行場・演習場等に関する重要問題を協議することを目的に内閣に設置されたもので、防衛庁長官をはじめ、外務大臣や大蔵大臣等関係閣僚によって構成された組織である。

防衛施設庁は、この方針に沿って山梨県をはじめ地元関係者と折衝を重ねてきたが、県内の複雑な政治情勢に加えて、入会問題をめぐる利害の対立により地元の足並みが揃わなかったことなどから、折衝は難航を極めた。

北富士演習場について使用転換か全面返還かをめぐり激しく対立している地元を一本化し、意見集約を図るために、昭和44年6月、山梨県議会演習場対策特別委員会の斡旋により、山梨県をはじめ地元関係諸団体を一本化した「北富士演習場対策協議会」が結成され、以後演習場問題についての折衝は同協議会を窓口として行われることとなった。

田辺山梨県知事は、昭和42年4月に「北富士演習場の全面返還、平和利用」を公約に掲



北富士演習場内に設置された団結小屋

げて当選して以来、その推進に努めてきたが、対日平和条約発効に伴う施設・区域内の民公有地に係る賃貸借契約の締結から20年を経た昭和47年4月、「民法第604条の規定（賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。）は、在日米軍に提供中の民公有財産に係る賃貸借契約にも適用される」との政府見解が表明されたのを機に、保健休養の場として活用するため北富士演習場を速やかに返還するよう要請し、同演習場内の県有地について賃貸借契約期間の満了となる同年7月28日以降の再契約を拒否するとの立場をとった。同知事は、防衛施設庁の再契約の要請に対し、その条件として「演習場内の標高1,100m以下の自衛隊廠舎地区を含む開発可能な国有地の開放」を要求し、同庁長官が使用転換を前提として提案した「国有地約180haの演習場の縮小計画（いわゆる21%案）」を拒否したため、協議は不調に終わった。

しかしながら、政府としては、同演習場が将来にわたり必要な施設であることから、同年8月3日、田中内閣総理大臣が山梨県の県有地の継続使用について田辺山梨県知事に協力を要請し、以後二階堂官房長官と同知事との間で折衝が行われた結果、同月28日、両者の間で「北富士演習場の暫定使用に関する覚書」が交換され、これに基づく措置により同日以降の使用権原を獲得した。その覚書の要旨は以下のとおりである。

- ① 暫定使用期間は3ヶ月間とする。
- ② 暫定使用期間中に国は次の措置を講ずる。
 - ア 国有地の開放については引き続き努力する。
 - イ 周辺整備事業の実施については、必要な財源を確保するとともに、極力地元負担が伴わないよう措置する。
 - ウ 林野雑産物補償その他の懸案事項については、早期に解決する。
- ③ 富士保全法（仮称）を制定し、適切な措置を講ずる。

防衛施設庁は、この山梨県の県有地の暫定使用期間中に国が措置すべき事項について同県と鋭意協議を進めたが、同年11月に衆議院解散・総選挙という事態に至ったため、期限内に協議を整え、本協定を締結することは極めて困難な情勢となった。

この事態を受け、防衛施設庁長官は、田辺山梨県知事に対し、「暫定使用期間を昭和48年3月まで延長することを申し入れ、折衝が行われた結果、同県は同意するに至ったこ

とから、昭和47年11月27日、二階堂官房長官と同知事との間で、暫定使用の期間延長の覚書が交換された。

その後、同県との折衝は、内閣官房内閣審議室の協力により急速に進展し、昭和48年3月中旬には国有地の開放・周辺対策・林野雑産物補償等当面の懸案事項の解決のための最終回答として国が示した以下の事項を同県はおおむね了とし、これを受け入れる意向を示すに至った。

- ① 国有地の開放については、使用転換を前提として対米折衝を行ってきたところ、自衛隊廠舎北側の約210haの部分について返還される見通しとなっているが、演習場内国有地等の地元利用面積の拡大については、将来米軍が同演習場を必要としなくなつたときに、改めて検討する。
- ② 山梨県知事から要望のあった総額130億円に達する周辺対策事業の実施については、政府はこれを尊重する。
- ③ 周辺整備事業の実施に当たっては、地元負担を極力軽減するよう、政府は関係法令の運用の改善等について検討する。
- ④ 林野雑産物補償の解決を図るため、昭和42年度から昭和44年度までの3ヶ年度分については従来の方式により早期に支払うこととし、昭和45年度以降の分については、政府は実態調査のうえ措置する。

なお、山梨県の要望により「北富士演習場の暫定使用に関する覚書」に盛り込まれた「富士保全法（仮称）」（主旨：富士山を世界に誇る国民的資産として、その自然環境を自然公園法及び自然環境保全法と相まって適正に保護する等のため、富士地域保護利用整備計画の策定等に関し、特別の措置を定める）制定の問題については、環境庁と山梨県との間で折衝が行われ、その結果「富士地域環境保全整備特別措置法案」として第71回国会（特別会）に提出され、その成立を期すこととなったが、第72回国会（常会）において廃案になった。

一方で北富士演習場の使用条件についての折衝も並行して進められ、「弾着区域の集約・航空機からの射爆撃の禁止・夏期における重火器使用の制限・立入日数の増加・荒廃林地に対する再植林」等山梨県側の強い要望に対し、米軍及び陸上自衛隊から理解ある反応があったことから、折衝は順調に運び、早期妥結をみた。

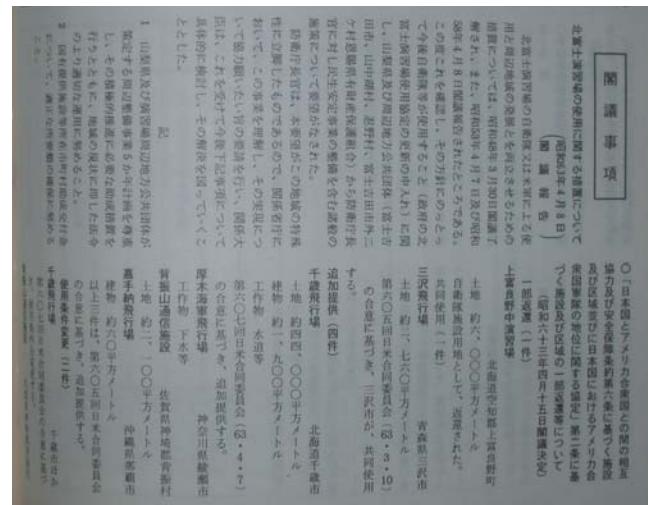
● 使用協定の締結

以上の経過を経て、田辺山梨県知事は、昭和48年3月29日、政府の方針を受け入れ、北富士演習場の使用転換に同意する旨を明らかにするとともに、二階堂官房長官に「暫定使用期間を同年4月10日まで延長し、その間に5ヶ年を限度とする本協定を締結する」旨申し入れ、同官房長官もこれを了承し、同日開催された北富士演習場対策協議会の理事会においても使用転換が了承された。

これを受け、北富士演習場の使用転換に伴い政府が措置すべき事項として、同演習場内の国有地の開放などを定めた「北富士演習場の使用に関する措置について」（昭和48年3月30日閣議了解）を経て、同年4月3日には田辺山梨県知事と二階堂官房長官との間で「県知事は前記閣議了解に示された政府の方針を了承し、官房長官はこの方針の実施に当たっては誠意をもって措置することとする」、「演習場使用の細目については、県知事及びその他関係者と防衛庁長官との間で別途協定を締結する」

同日、この覚書に基づいて、演習場使用の細目を決めた「北富士演習場使用協定」が田辺山梨県知事・地元関係市村長等と増原防衛庁長官との間で締結され、次いで使用転換に関する日米政府間の合意が成立し、同月11日、ようやく北富士演習場の使用転換が実現した。

なお、この使用転換によって、国道138号寄りの国有地約210ha、富士山頂寄りの県有地約1,300ha等が北富士演習場から除外されることとなり、同演習場の面積は4,710haに縮小されることとなった。



北富士演習場に関する閣議報告を伝える防衛施設広報

(昭和63年4月10日)